

群馬県公安委員会告示第 35 号

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 6 の項の上欄の規定により、群馬県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 6 の項の上欄の規定により、群馬県公安委員会が認める交通誘導警備業務の告示（令和 2 年群馬県公安委員会告示第 18 号）は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

令和 7 年 9 月 1 日

群馬県公安委員会委員長 久保田 寿栄

路 線	区 間
1 一般国道 17 号	群馬県の全域
2 一般国道 18 号	群馬県の全域
3 一般国道 50 号	群馬県の全域
4 一般国道 122 号	群馬県の全域
5 一般国道 145 号	群馬県の全域
6 一般国道 254 号	群馬県の全域
7 一般国道 354 号	群馬県の全域
8 一般国道 462 号	群馬県の全域
9 県道 2 号（前橋館林線）	群馬県の全域
10 県道 13 号（前橋長瀬線）	群馬県の全域
11 県道 14 号（伊勢崎深谷線）	群馬県の全域
12 県道 25 号（高崎渋川線）	群馬県の全域
13 県道 27 号（高崎駒形線）	群馬県の全域
14 県道 28 号（高崎東吾妻線）	群馬県の全域
15 県道 33 号（渋川松井田線）	群馬県の全域
16 県道 40 号（藤岡大胡線）	群馬県の全域
17 県道 57 号（館林藤岡線）	群馬県の全域
18 県道 101 号（四ツ塚原之郷前橋線）	群馬県の全域
19 県道 142 号（綿貫篠塚線）	群馬県の全域
20 県道 332 号（桐生新田木崎線）	群馬県の全域
21 高崎市道環状線	高崎市の全域